

大野城市国際交流協会講師等謝金支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大野城市国際交流協会（以下「当協会」という。）における謝金の支給に関する事務の取扱については、この規程で定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 当協会会員以外の者をこの規程による謝金対象者とする。

(謝金の単価)

第3条 謝金の単価は、原則として別表に掲げる額を上限とする。ただし、理事会で別表に掲げる額を超えて支給することが承認された場合は、この限りではない。

(旅費相当額の支給)

第4条 講師等謝金には、原則として交通費を含むものとする。ただし、講師等の居住地が遠方である等の理由により、交通費又は宿泊費等を支給する必要があると理事会で認められた場合は、大野城市国際交流協会旅費規程に定める範囲内の旅費相当額を支給することができる。

(補則)

第5条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

単位：円

区 分	適 用	単 位	単 価	備 考
特別講演謝金	記念講演的性格を有し、著名人に依頼した場合	回	100,000	1回2時間程度を標準とする
一般講演謝金	特別講演以外の場合	回	30,000	1回2時間程度を標準とする
伝統舞踊等謝金	伝統芸能等の披露の場合	回	30,000	
演奏・パフォーマンス等謝金	パーティー等の演奏披露・パフォーマンス謝金	回	10,000	
講義等謝金	文化講座等開催の場合	回	12,000	
日本語指導謝金	在住外国人生活支援のための日本語指導の場合	回	3,500	
指導・協力等謝金	日本語指導以外の指導又は助言を受けた場合	回	5,000	留学生等による指導・協力を受けた場合を対象とする
翻訳謝金	和文外国語訳	枚	3,000	1枚400字程度の和文を基準とする
	外国語文和訳	枚	3,000	1枚300語程度の外国語文を基準とする
	外国語間の翻訳	枚	4,000	1枚300語程度の外国語文を基準とする

- 1 単価は、最高限度額を定めたもので執行については、予算額及び事業内容等を勘案するものとする。
- 2 団体等に対する謝金については、会長が別に定めるものとする。